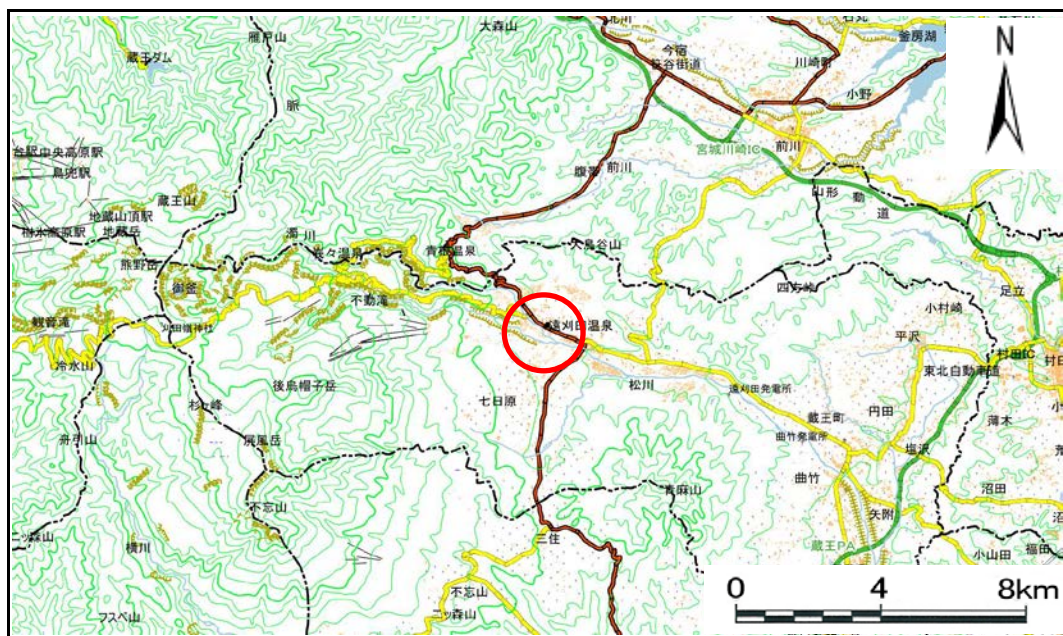


# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0202(1321000202)
箇所名	逆川
所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字逆川
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30情複、第559)

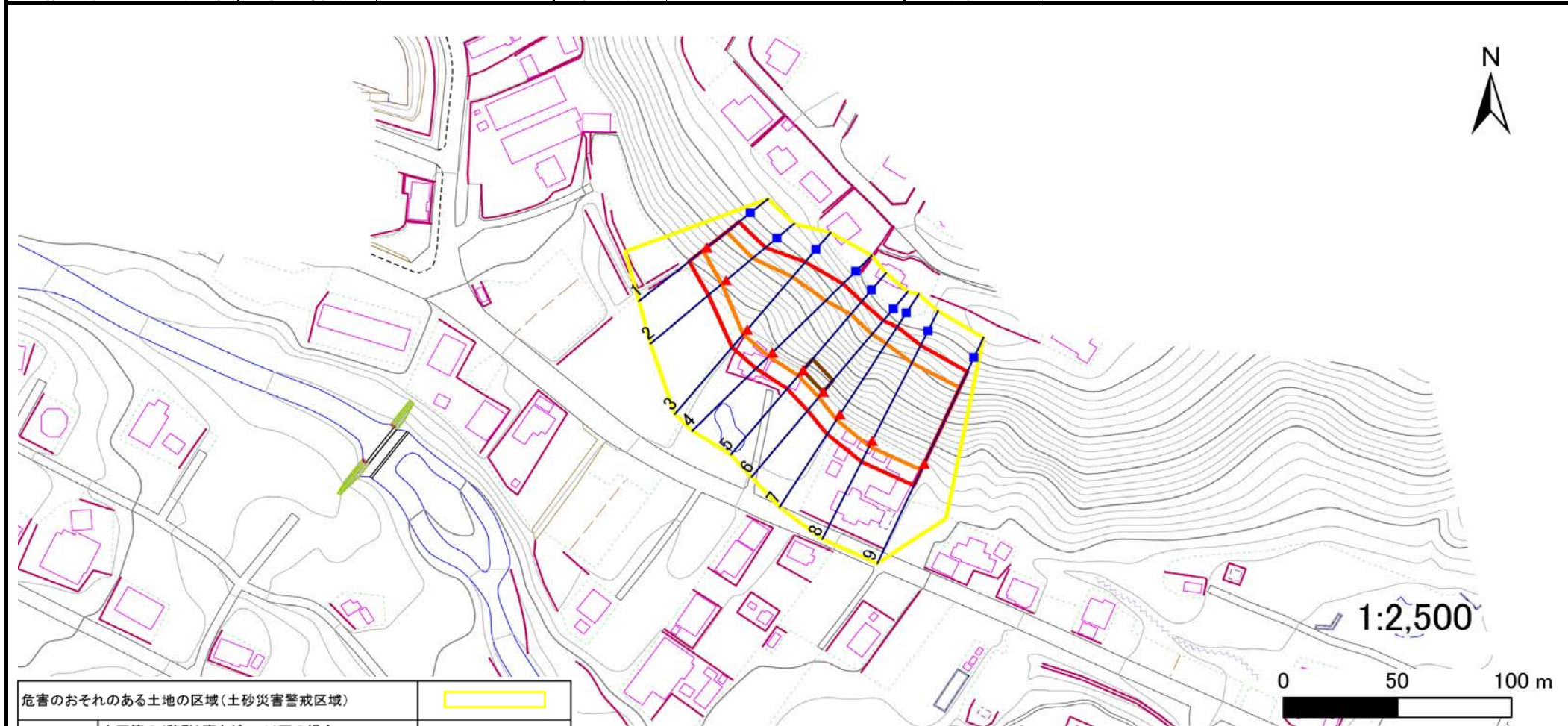
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度 平成29年度

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0202	箇所名	逆川	所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字逆川
---------	------	-----------	-----	----	-----	----------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	■
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	■
	■
それ以外の区域	■

凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第454号
告示年月日	平成31年4月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0202	箇所名	逆川	所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字逆川										
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	139.33	1.00	100.00	1.00	-	-	14.31	2.67								
2 ~ 3	144.78	1.00	100.00	1.00	-	-	15.95	2.98								
3 ~ 4	144.78	1.00	100.00	1.00	-	-	15.95	2.98								
4 ~ 5	152.92	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00								
5 ~ 6	152.92	1.00	100.00	1.00	16.56	3.09	16.05	3.00								
6 ~ 7	150.78	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00								
7 ~ 8	147.17	1.00	100.00	1.00	-	-	15.93	2.98								
8 ~ 9	151.31	1.00	100.00	1.00	-	-	16.05	3.00								
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																